

1 平成20年度統計情報部事業計画（厚生関係）について

	事業名		備考	
	保健統計主管部局関係	社会福祉統計主管部局関係		
平成20年				
6月		社会医療診療行為別調査実施 (調剤報酬に係る調査を含む)	調査経路は支払基金 ・国保連合会	
6月5日	国民生活基礎調査(世帯票)実施			
6月上旬		国民生活基礎調査等地区別事務打合せ会議 (北海道、仙台市、群馬県、東京都、富山県、 三重県、山口県、北九州市)		
7月10日		国民生活基礎調査(所得票)実施		
7月	国民生活基礎調査試験調査実施			
7月	全国厚生統計主管係長会議			
7月18日	第7回21世紀出生児縦断調査実施(7月出生児)			直接郵送方式
9月～12月	厚生統計地区別講習会			
9月	患者調査(退院票)実施			
9月下旬	データサービス (平成19年人口動態調査)			
10月1日	医療施設静態調査実施	社会福祉施設等調査実施		
	介護サービス施設・事業所調査実施			
10月中旬	患者調査(退院票を除く)実施			
	受療行動調査実施			
10月下旬	データサービス (平成19年国民生活基礎調査)			
11月	第4回中高年者縦断調査実施 第7回21世紀成年者縦断調査実施			
	厚生統計調査地区別事務打合せ会議 (秋田県、長野市、千葉市、静岡市、和歌山市、愛媛県、福岡市)			
	全国統計大会			
12月31日	医師・歯科医師・薬剤師調査実施			
平成21年				
1月18日		第8回21世紀出生児縦断調査実施(1月出生児)	直接郵送方式	
1月中旬		データサービス (平成19年社会福祉施設等調査) データサービス (平成19年介護サービス施設・事業所調査)		
1月下旬	データサービス (平成19年医療施設動態調査・病院報告)			
3月上旬	データサービス (平成19年度地域保健・老人保健事業報告)			
3月	全国厚生統計主管課長会議			
	全国厚生統計主管係長会議			

(注) これらの他、年間を通じて実施する調査として、人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告、衛生行政報告例、福祉行政報告例及び地域保健・老人保健事業報告がある。

2 平成20年度統計情報部歳出予算案の概要

1 予算概要

	平成19年度 予 算 額	平成20年度 予 算 額	対前年度比
	千円	千円	千円
統 計 情 報 部	7,586,675	7,067,079	△ 519,596(△ 6.8%)
一 般 会 計	6,865,383	6,357,774	△ 507,609(△ 7.4%)
労働保険特別会計	721,292	709,305	△ 11,987(△ 1.7%)
(参考)			
統計調査関係経費	4,596,799	4,340,825	△ 255,974(△ 5.6%)
情報化関係経費	2,942,946	2,681,659	△ 261,287(△ 8.9%)

2 主な事業内容

○ 統計調査関係経費（厚生関係）

各種統計調査については、厚生労働省の行政施策の基礎資料となるものであり、平成20年度においても行政ニーズに対応した統計調査を実施する。

(1) 医療施設（静態）調査の実施 6,908 → 53,698 千円

本調査は、病院及び診療所の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を詳細に把握し、医療行政施策推進のための基礎資料を得ることを目的としている。

平成20年度は、3年毎に実施する静態調査年にあたり、医療の情報化や医療安全対策などの調査内容の充実を図りつつ、本調査を実施する。

(2) 受療状況調査（患者調査、受療行動調査）の実施 0 → 202,433 千円

本調査は、全国の医療機関を利用する患者の傷病及び受療状況の実態を地域的に把握するとともに、患者側から医療に対する認識・受療行動の状況を把握し、医療行政施策推進のための基礎資料を得ることを目的としている。

平成20年度は、3年毎に実施する調査年にあたり、健康・介護予防のための新戦略などに資するよう調査内容の充実を図りつつ、本調査を実施する。

(3) 統計調査の民間開放・市場化テストへの対応

〔社会福祉施設等調査 6,795 → 23,045 千円〕
〔介護サービス施設・事業所調査 13,325 → 27,322 千円〕

「公共サービス改革基本方針」及び「統計調査の民間委託に係るガイドライン」等を踏まえ、平成20年度は、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査（いずれも本省直送分）について、公共サービス改革法に則った民間委託を実施する。

3 概況及び報告書の配布について

当部の統計調査関係費を対象として行われた平成19年度予算執行調査（財務省）においては、概況及び報告書の大部分が厚生労働省ホームページに掲載されていることから、作成部数の縮減を図るよう指摘がなされ、それを受け平成20年度予算においては部数が縮減されたところである。

については、平成20年度以降の概況及び報告書の配布については以下の取扱いとするのでよろしく願います。

(1) 概況

電子メールを活用することとする。詳細については後日事務連絡にて送付予定。

(2) 報告書

都道府県×2部、指定都市・中核市×1部

各都道府県・市におかれては、厚生労働省ホームページの積極的活用をお願いする。

<厚生労働省ホームページ掲載場所>

- ・概況・・・ 「統計調査結果」→「最近公表の統計資料」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/index.html>
- ・報告書・・・ 「統計調査結果」→「厚生労働省統計表データベース」
<http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/index.html>

3 平成20年度厚生労働省統計調査関係予算案(厚生関係)一覽表

(単位:千円)

調査名	主管課	平成19年度	平成20年度予算額		増△減 (B-A)
		予算額(A)	総額(B)	地方委託費(再掲)	
【大臣官房統計情報部】					
人口動態調査	人口動態・保健統計課	1,526,715	1,509,792	1,388,991	△ 16,923
医療施設調査	人口動態・保健統計課 保健統計室	6,908	53,698	31,662	46,790
衛生行政報告例	〃	70,531	48,675	27,931	△ 21,856
病院報告	〃				
地域保健・老人保健事業報告	〃				
医師・歯科医師・薬剤師調査	〃				
患者調査	〃	0	202,433	133,620	202,433
受療行動調査	〃				
福祉行政報告例	社会統計課	7,887	8,672	2,737	785
社会福祉施設等調査	〃	35,172	46,449	3,857	11,277
社会医療診療行為別調査	〃	157,235	156,064	0	△ 1,171
介護サービス施設・事業所調査	〃	75,493	63,272	11,785	△ 12,221
介護給付費実態調査	〃	16,480	17,809	0	1,329
21世紀出生児縦断調査	〃	27,311	43,086	0	15,775
21世紀成年者縦断調査	〃	110,304	104,528	87,128	△ 5,776
中高年者縦断調査	〃	154,438	146,829	132,659	△ 7,609
国民生活基礎調査	社会統計課 国民生活基礎調査室	940,293	534,282	515,483	△ 406,011
国民生活基礎調査試験調査	〃	-	31,807	4,469	31,807
(合計)		3,128,767	2,967,396	2,340,322	△ 161,371

(単位:千円)

調査名	主管課	平成19年度	平成20年度予算額		増△減
		予算額(A)	総額(B)	地方委託費(再掲)	(B-A)
【医政局】					
薬剤耐性菌感染症発生動向調査	指導課	11,983	11,545	0	△ 438
看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査	看護課	13,763	13,763	0	0
医薬品・医療機器産業実態調査	経済課	5,206	4,755	0	△ 451
薬事工業生産動態統計調査	〃	53,654	52,628	41,273	△ 1,026
医薬品価格調査	〃	39,946	39,960	19,983	14
特定保険医療材料価格調査	〃	73,780	73,790	42,485	10
(合計)		198,332	196,441	103,741	△ 1,891
【健康局】					
国民健康・栄養調査	総務課 生活習慣病対策室	136,434	138,407	125,281	1,973
生活衛生関係営業経営実態調査	生活衛生課	20,551	20,554	0	3
(合計)		156,985	158,961	125,281	1,976
【医薬食品局】					
血液製剤使用状況調査	血液対策課	11,432	11,457	0	25
食中毒統計調査	食品安全部 監視安全課	—	—	—	—
食肉検査等情報還元調査	〃	—	—	—	—
(合計)		11,432	11,457	0	25
【雇用均等・児童家庭局】					
地域児童福祉事業等調査	総務課	16,528	13,841	7,738	△ 2,687
全国母子世帯等調査	〃	13,833	17,329	12,821	3,496
(合計)		30,361	31,170	20,559	809

(単位:千円)

調査名	主管課	平成19年度	平成20年度予算額		増△減
		予算額(A)	総額(B)	地方委託費(再掲)	(B-A)
【社会・援護局】					
福祉事務所現況調査	総務課	5,698	6,496	0	798
社会保障生計調査 (被保護者生活実態調査)	保護課	152,858	128,271	105,941	△ 24,587
被保護者全国一斉調査 (基礎調査・個別調査)	〃	6,844	6,844	0	0
医療扶助実態調査	〃	6,129	5,705	0	△ 424
消費生活協同組合(連合会) 実態調査	地域福祉課	—	—	—	—
ホームレス全国概数調査	〃	38,949	33,818	31,295	△ 6,698
障害サービス経営実態調査	障害保健福祉部 障害福祉課	23,683	223,223	0	199,540
障害者自立支援給付事業状況報告	〃	—	—	—	—
障害程度区分認定状況調査	障害保健福祉部 精神・障害保健課	198,969	102,050	0	96,919
(合計)		433,130	506,407	137,236	73,277
【老健局】					
介護保険事業状況報告	介護保険課	4,980	5,645	0	665
要介護認定等に係る認定調査 結果等報告	老人保健課	95,018	133,067	0	38,049
介護事業経営実態調査	〃	41,834	278,724	0	236,890
要介護認定モデル事業報告	〃	0	652,869	0	652,869
(合計)		141,832	1,070,305	0	928,473

(単位:千円)

調査名	主管課	平成19年度 予算額(A)	平成20年度予算額		増△減 (B-A)
			総額(B)	地方委託費(再掲)	
【保険局】					
急性期入院医療の診断群分類に基づく 一日あたりの包括評価制度にかかる基礎 調査	医療課	443,172	586,085	0	142,913
健康保険被保険者実態調査	調査課	1,560	1,626	0	66
国民健康保険医療給付実態調査	〃	2,221	706	0	△ 1,515
国民健康保険実態調査	〃	2,586	2,539	0	△ 47
国民健康保険毎月事業状況報告 (月報・年報等)	〃	469	454	0	△ 15
医療経済実態調査 (保険者調査)	〃	183	435	0	252
医療費の動向調査	〃	35,143	36,922	0	1,779
(合計)		485,334	628,767	0	143,433
【政策統括官付 政策評価官室】					
所得再分配調査		0	28,973	23,970	28,973
(合計)		0	28,973	23,970	28,973
【社会保険庁】					
国民年金被保険者実態調査	運営部企画課 数理調査室	0	62,025	0	62,025
(合計)		0	62,025	0	62,025
【国立社会保障・人口問題研究所】					
社会保障・人口問題基本調査 (第4回全国家庭動向調査)	人口構造研究部	37,433	34,458	0	△ 2,975
(合計)		37,433	34,458	0	△ 2,975

4 平成20年人口動態調査について

1 最近の公表資料

「平成18年人口動態統計月報年計（概数）」を昨年6月に、「平成18年人口動態統計（確定数）」を昨年9月に公表し、「平成19年人口動態統計の年間推計」を本年1月にそれぞれ公表した。

平成18年の出生数は109万2674人で、前年の106万2530人より3万144人増加し、出生率（人口千対）は8.7となり、前年の8.4を上回った。

合計特殊出生率（平成18年における15～49歳の女子の年齢別出生率の合計）は1.32で前年の1.26を上回った。

死亡数は108万4450人で、前年の108万3769人より654人増加し、死亡率（人口千対）は8.6で、前年と同率となった。婚姻件数は73万971組で、前年の71万4265組より1万6706組増加し、婚姻率（人口千対）は5.8で、前年の5.7を上回った。離婚件数は25万7475組で前年の26万1917組より4442組減少し、離婚率（人口千対）は2.04で前年の2.08を下回った。

「平成19年人口動態統計の年間推計」においては、出生数は109万と約3千人減少、死亡数は110万6千人と約2万2千人増加、婚姻件数は71万4千組と約1万7千組減少、離婚件数は25万5千組と約2千組減少するものと推計している。また、出生数と死亡数の差である自然増加数は、マイナス1万6千人となり、前年より2万4千人減少するものと推計している。

人口動態統計特殊報告では、「都道府県別にみた死亡の状況－平成17年都道府県別年齢調整死亡率－」の概況を昨年4月に公表し、平成19年度「日本における人口動態－外国人を含む人口動態統計－」の概況を本年2月に公表したところである。

生命表では、「平成18年簡易生命表」を昨年7月に、「平成17年都道府県別生命表」を昨年12月にそれぞれ公表したところである。

いずれも各地域における保健・医療・福祉活動の基礎資料として活用されたい。

また、正確な統計作成等のために毎年送付している「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」及び「ICDのABC」についても、人口動態調査への理解、協力に利用されたい。

※上記「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」については、財団法人医療研修推進財団ホームページ（<http://www.pmet.or.jp/>）に掲載されている。

2 人口動態調査オンライン報告システム

「人口動態調査オンライン報告システム」は、人口動態調査事務のより一層の負担軽減、効率化及びペーパーレス化を図るため、人口動態調査事務システムにより市区町村で電子化された調査票データをオンラインの方法で収集するものであり、平成16年2月調査月分からは、市区町村からのオンライン報告の運用を開始している。

平成20年1月調査月分までの本報告システムの導入状況は、都道府県では46都道府県、保健所では373保健所である。また、市区町村から保健所へのFD等による報告は915市町村で、市区町村からオンラインによる報告は128市町村であり、調査票の約63%がオンラインによる報告となっている。

オンライン報告を導入することによる主なメリットは

・市区町村においては、

- (1) 人口動態調査事務システムからFD等へ出力することにより、調査票への印字処理が不要。
- (2) 市区町村からのオンラインによる報告を利用することにより、市区町村でFD等の媒体をデータ投入しオンラインにより保健所に送付することで、送付作業がより簡略化。

・保健所においては、

- (1) システムが調査票データの内容審査を自動的に行うことにより、審査業務が軽減。
- (2) 保健所符号及び保健所受付年月日の自動付与。
- (3) システムに登録された出生及び死亡の小票データの作成・検索・出力が可能。
- (4) 調査票データの送付の自動化により、送付業務が軽減。
- (5) 電子化された人口動態統計月報（概数）結果表の一部が人手可能。

・都道府県においては、

- (1) システムが調査票データの内容審査を自動的に行うことにより、審査業務が軽減。
- (2) 調査票データの送付の自動化により、送付業務が軽減。
- (3) 電子化された人口動態統計月報（概数）結果表の一部が入手可能。

3 人口動態調査オンライン報告システム利用開始における注意点

- (1) 新たにオンライン報告システムを導入する場合は、平成15年12月24日付「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について（通知）」により取り扱うこと。
- (2) オンライン報告開始月については、当該市区町村に係るFD等の出力媒体及び紙の調査票をオンライン報告分として取りまとめ、該当月の調査票と併せて送付すること。
なお、2か月日以降については不要。
- (3) 開始月にオンライン報告できないため、紙の調査票を作成し送付するもの。
 - ①出生票、死亡票、死産票の場合
開始月前に事件発生し、開始月の14日までに市区町村で届書が受付されたもの。
 - ②婚姻票、離婚票の場合
開始月前に市区町村で届書が受付されたもの。

4 人口動態調査票（OCR調査票）の作成上の注意等

- (1) 調査票の人口動態・保健統計課への提出期限は、「事件発生月の翌々月の5日」となっているので、提出期限を厳守すること。
- (2) 調査票記入に際しては、HBの鉛筆又はHBの0.5mmのシャープペンシルを使用し、ボールペンは使用しないこと。また、プリンター出力の場合は枠内にきちんと印字されているか確認すること。
- (3) 調査票のOCR読み取り欄は、ゴム印を絶対に使用しないこと。また、市区町村、保健所の受付年月日、施設の名称等へのゴム印使用に際しては、黒色のスタンプを使用すること。
- (4) プリンター出力の際、反り返った調査票は、平らになるよう配慮願いたい。

5 人口動態調査事務における調査票等の適正な管理についての留意事項

別添資料について御了知の上、貴管内に周知を図られるようお願いいたします。

6 調査結果及び刊行物の公表予定

(1) 人口動態統計

・月報

人口動態統計速報	平成19年12月まで	公表済み
人口動態統計月報（概数）	平成19年10月まで	公表済み

・年報

平成18年人口動態統計（上巻）	平成20年3月	刊行予定
（中巻）	平成20年1月	刊行済み
（下巻）	平成20年3月	刊行予定
平成19年人口動態統計月報年計（概数）概況	平成20年6月上旬	公表予定
平成19年人口動態統計（確定数）概況	平成20年9月	公表予定

(2) 人口動態統計特殊報告

平成17年度人口動態職業・産業別統計 概況	平成20年8月	公表予定
-----------------------	---------	------

(3) 生命表

平成17年都道府県別生命表	報告書	平成20年7月	刊行予定
平成17年市区町村別生命表	概況	平成20年4月	公表予定
	報告書	平成20年7月	刊行予定
平成19年簡易生命表	概況	平成20年7月	公表予定
	報告書	平成20年9月	刊行予定

※ 調査結果については、厚生労働省ホームページに掲載している。

「厚生労働省ホームページ」→「統計調査結果」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/index.html>

人口動態調査事務における調査票等の適正な管理についての留意事項

第1 市区町村、保健所、都道府県・指定都市における共通的事項

- 1 本「調査票等の適正な管理についての留意事項」において「調査票等」とは、人口動態調査によって集められた調査票（調査対象者等ごとに内容を判別することができる形で個人の情報が記録されたものをいう。）及びその他の関係書類（調査対象者等の識別を可能とするものをいう。）をいい、以下に例示するものをいうこと。
 - ・人口動態調査票（以下「調査票」という。）
 - ・電子化された調査票の情報（以下「調査票データ」という。）を記録したFD等（以下「FD等」という。）
 - ・死産届書、死産証書及び死胎検案書（写しを含む。以下「死産届書等」という。）
 - ・調査票の添付書類
 - ・出生小票、死亡小票（電子化された小票を含む。以下「小票」という。）
 - ・事件簿
 - ・死亡原因一覧表、死産原因一覧表及び乳児死因一覧表
 - ・その他調査事務において取扱う書類、電磁的記録で調査対象者等が識別可能なもの。
- 2 調査票等の管理については、それぞれの機関の長の責任において適正に管理すること。機関の長は、調査票等を適正に管理するため、人口動態調査事務を所管する課室の長又はこれに代わる者を管理責任者として指定すること。
- 3 管理責任者は、調査票等の紛失、漏えい、滅失又はき損の防止その他の調査票等の適切な管理のために、人口動態調査事務に従事する職員に対する指揮監督、安全対策の策定等必要な措置を講ずること。
- 4 管理責任者は、調査票等の紛失、漏えい、滅失又はき損が発生した場合は、速やかに厚生労働省人口動態・保健統計課あて連絡を行うこと。ただし、市区町村にあつては保健所及び都道府県、保健所にあつては都道府県（指定都市の保健所にあつては指定都市及び都道府県）、指定都市にあつては都道府県を経由して行うこと。

第2 市区町村における管理

- 1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。